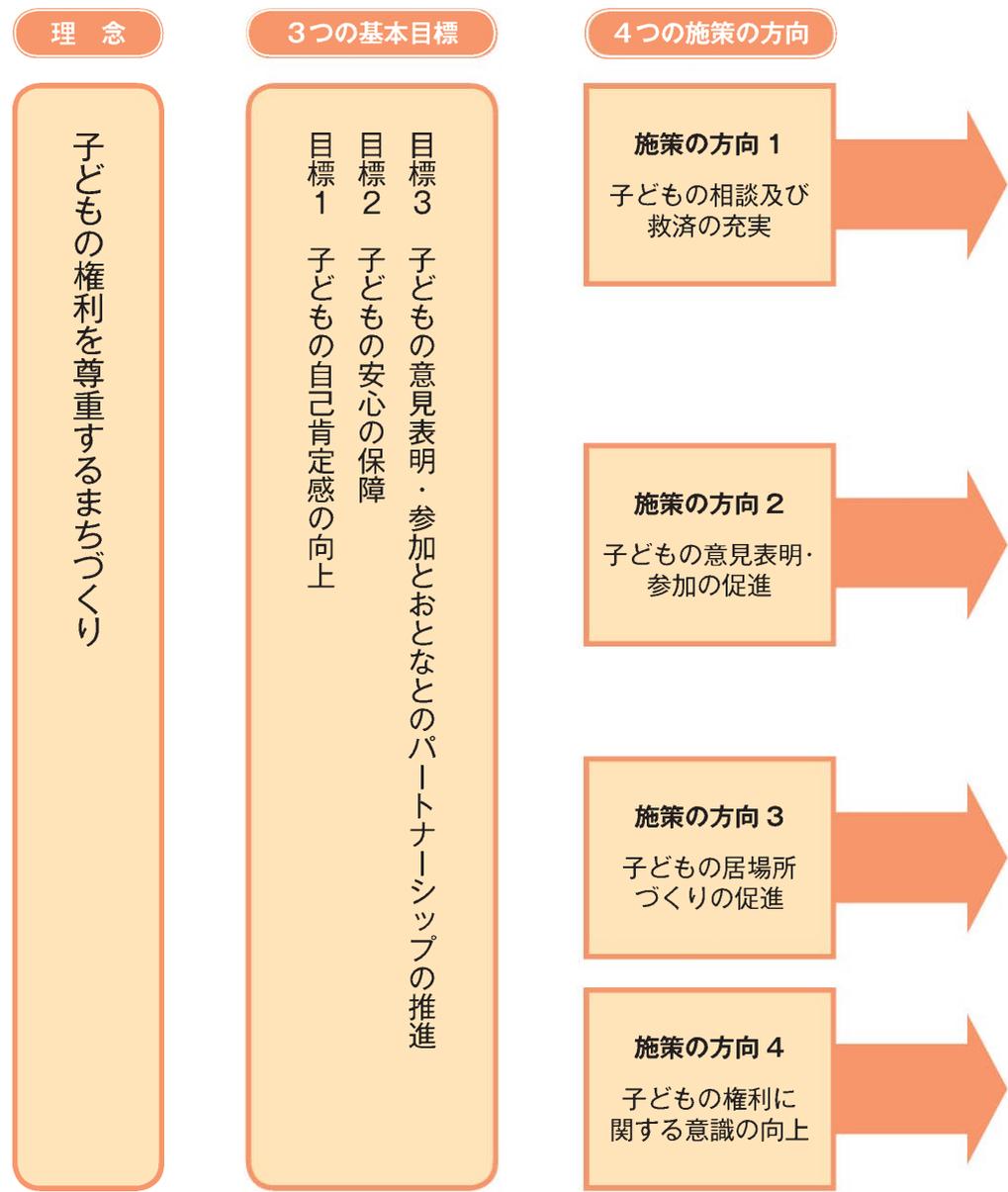


### 4 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画 体系図



### 20の推進施策 具体的な取組(80)

|    |  |                 |
|----|--|-----------------|
| 1  | 子どもがいつでも安心して気軽に相談できるような体制や環境の整備を進めます。相談機関の広報については、子どもにわかりやすく、親しみやすいよう工夫して実施します。子ども自身がじめや体罰・虐待等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。               | 具体的な取組<br>1～30  |
| 2  | 子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき適正な対応に努めます。子どもの権利擁護のための必要な支援と児童相談所の一時保護所をはじめとした施設整備を進めます。  |                 |
| 3  | 障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設等で生活している子ども、虐待を受けた子どもやDV被害者の子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。 |                 |
| 4  | 子どもへの権利侵害を防止し、被害を円滑するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めます。  |                 |
| 5  | 学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できるような体制を整備します。          |                 |
| 6  | 区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。   |                 |
| 7  | 人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益が確保されるよう相談・救済機能などを充実します。  |                 |
| 8  | 川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。  | 具体的な取組<br>31～52 |
| 9  | 学校等における、子どもの意見表明・参加を促進します。   |                 |
| 10 | 地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう環境整備に努めます。   |                 |
| 11 | 児童養護施設等で生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備をさらに進めます。                                    |                 |
| 12 | 乳幼児が、安心して周りのおとなと関わりがたくれ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児に関わるおとなへの支援を充実します。  |                 |
| 13 | 子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めるとともに、子どもに関わる人や支える人を支援します。  |                 |
| 14 | 子どもが利用する施設においてその運営や事業等への、子どもの参加を一層進めます。また、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境の整備を進めます。  | 具体的な取組<br>53～65 |
| 15 | 地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進します。  |                 |
| 16 | 不登校の子どもが安心して生活していることのできる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。   |                 |
| 17 | 子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進み障害のある子どもが活動しやすい環境を整備します。   |                 |
| 18 | 子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。  | 具体的な取組<br>66～80 |
| 19 | 個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。  |                 |
| 20 | 学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。                                   |                 |